

田原市の給与・定員管理等について（令和7年4月1日現在）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

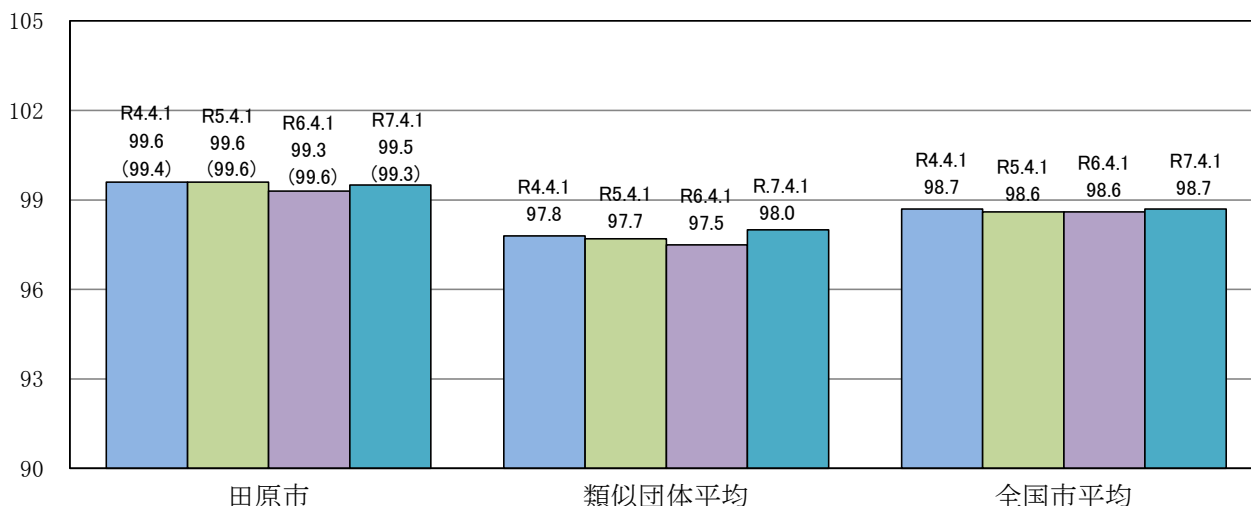
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	58,254人	34,863,103千円	1,019,533千円	6,781,268千円	19.4%	17.8%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人あたり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	624人	2,336,571千円	644,099千円	974,384千円	3,955,054千円	6,338千円	6,235千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日

（内 容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の上重なるの解消等を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準7%に対し、田原市においても7%を支給。

（実施時期） 令和7年4月1日に国と同様の見直しを実施。段階的に支給割合を上げることとし、令和7年4月1日時点は7%、令和8年4月1日からは8%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6%	7%	8%
田原市の支給割合	6%	7%	8%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（注） 令和7年度4月1日現在の数値は、令和7年度給与改定前の数値である。

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
田原市	42.9 歳	333,800 円	438,157 円	384,223 円
愛知県	41.7 歳	333,651 円	444,313 円	387,988 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.5 歳	329,226 円	397,383 円	363,435 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
田原市	54.5 歳	12 人	219,400 円	250,584 円	240,125 円	—	—	—	—
内清掃職員	50.4 歳	4 人	256,400 円	298,000 円	275,150 円	廃棄物処理業	48.0 歳	320,600 円	0.9
内用務員	62.8 歳	2 人	197,900 円	213,800 円	211,800 円	用務員	49.0 歳	251,000 円	0.9
愛知県	52.3 歳	155 人	306,790 円	375,969 円	345,277 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	53.8 歳	23 人	293,562 円	334,443 円	309,684 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
田原市	—	—	—
内清掃職員	4,577,400 円	4,457,900 円	1.0
内用務員	3,062,800 円	3,395,700 円	0.9

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和4～令和6年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		田原市	愛知県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	230,900 円	222,000 円
	高校卒	188,000 円	199,100 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,700 円	184,900 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和7年4月1日現在)

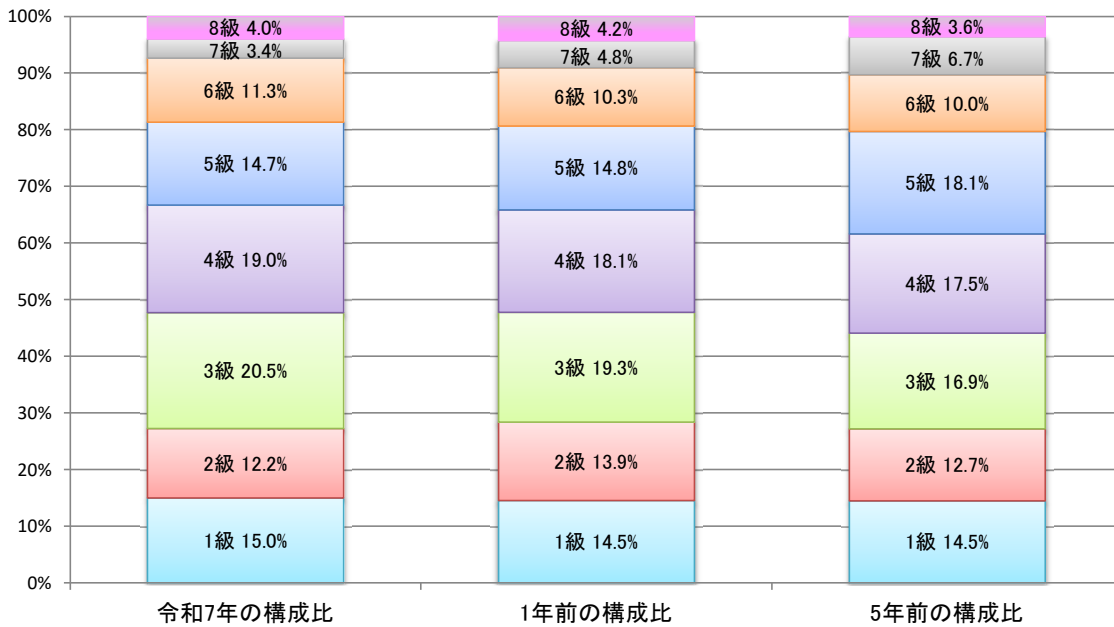
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	290,100 円	369,300 円	392,200 円	408,200 円
	高校卒	247,900 円	— 円	363,400 円	387,400 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	261,100 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和7年4月1日現在)

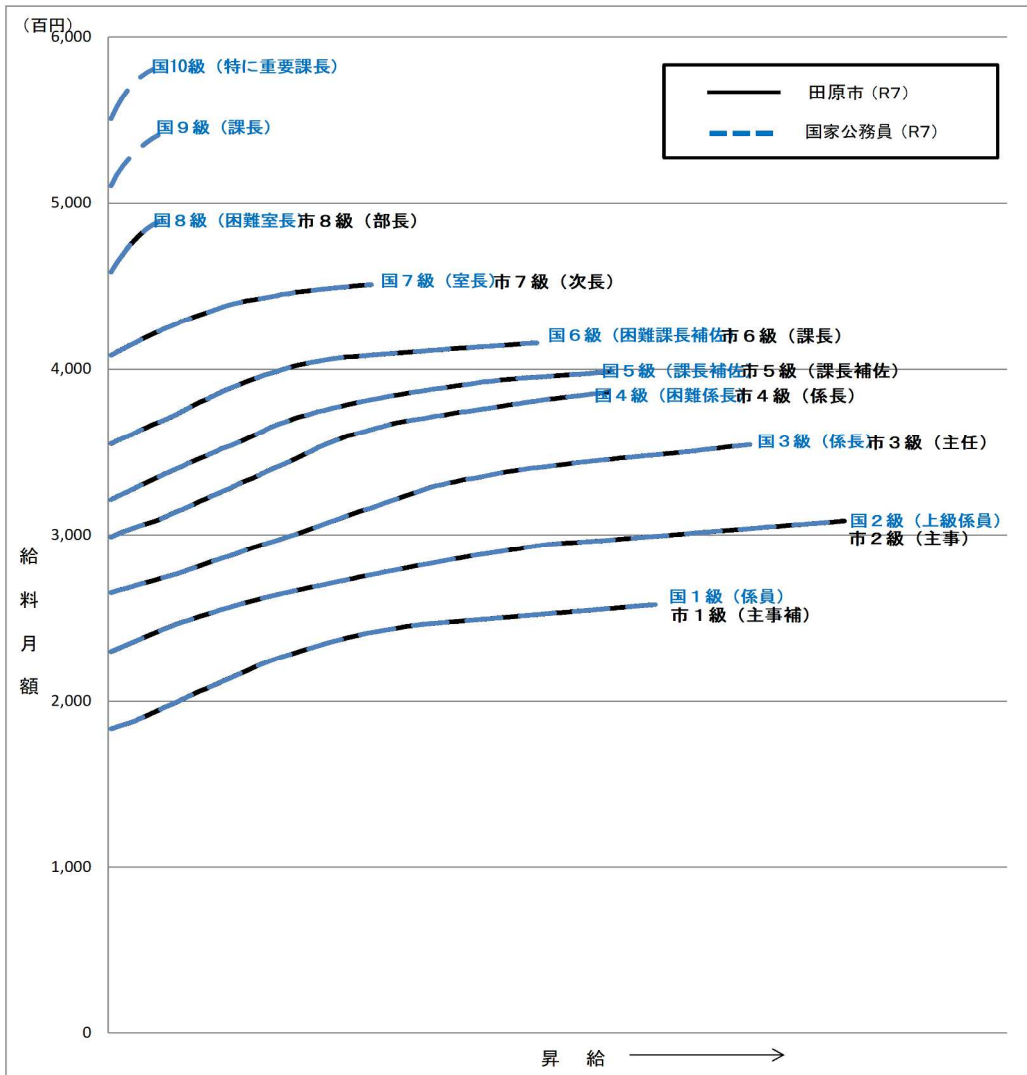
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の 給与月額	最高号級の 給与月額
8 級	部長	13 人	4.0%	458,300 円	488,500 円
7 級	次長	11 人	3.4%	408,300 円	450,900 円
6 級	課長・主幹	37 人	11.3%	355,200 円	415,700 円
5 級	課長補佐	48 人	14.7%	321,300 円	398,200 円
4 級	係長、主査	62 人	19.0%	298,800 円	386,100 円
3 級	主任	67 人	20.5%	265,300 円	354,700 円
2 級	主事、技師	40 人	12.2%	230,000 円	308,500 円
1 級	主事補、技師補	49 人	15.0%	183,500 円	258,100 円

(注) 1 田原市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））

（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（田原市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

田原市	愛知県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,598 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,884 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400 月分) (1.000 月分) (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400 月分) (1.000 月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.50 月分 (1.400 月分) (1.000 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（田原市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	昇給実績がある成績率	支給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

田 原 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率3~45%) (退職時特別支給を設けている理由)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率3~45%)		
自己都合 応募認定・定年			-		
1人当たり平均支給額	3,003 千円	19,936 千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度中に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度普通会計決算)			148,947 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度普通会計決算)			240 千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
田原市	7 %	617 人	7 %
愛知県名古屋	14 %	4 人	14 %
東京都特別区	20 %	1 人	20 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度普通会計決算)		18,144 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度普通会計決算)		131,478 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度普通会計決算)		21.3 %			
手当の種類 (手当数)		11 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価	
防疫作業	感染症 (新型コロナウイルス感染症) 防疫作業に従事する職員	感染症 (新型コロナウイルス感染症) 防疫作業	0 千円	3,000円/日	
	感染症 (新型コロナウイルス感染症) 防疫作業に従事する職員 (接触)	感染症 (新型コロナウイルス感染症) 防疫作業 (接触)	0 千円	4,000円/日	
	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫作業	0 千円	500円/日	
	家畜に対する防疫作業に従事する職員	家畜に対する防疫作業	1 千円	500円/日	
	ゴミ処理場等における農薬混合散布に従事する職員	ゴミ処理場等における農薬混合散布	0 千円	500円/日	
徴収事務	庁内徴収事務をのぞく徴収事務	徴収事務	21 千円	300円/日	
土木作業等	建設車両等特殊車両 (霊柩車を含む) の運転又は土木作業に従事する専任職員	建設車両等特殊車両 (霊柩車を含む) の運転又は土木作業	0 千円	400円/日	
斎場業務	火葬、死体の取扱いに従事する職員	火葬、死体の取扱い業務	0 千円	1,250円/日	
	その他の業務に従事する職員	斎場関係業務	0 千円	250円/日	
行旅死亡人の取扱い	死体の取扱いに従事する職員	死体の取扱業務	0 千円	1,000円/1体	
消防業務	通常勤務消防吏員	通常勤務消防業務	444 千円	100円/日	
	特殊勤務消防吏員	特殊勤務消防業務	5,788 千円	250円/日	
	火災出動又は救急出動に従事する消防吏員	火災出動	火災出動	620 千円	700円/回
		救急出動 (薬剤投与救急救命士)	救急出動 (薬剤投与救急救命士)	6,548 千円	1,600円/回
		救急出動 (包括救急救命士)	救急出動 (包括救急救命士)	193 千円	1,000円/回
		その他出動	その他出動	3,416 千円	500円/回
潜水業務	潜水業務	37 千円	310円/時間		
災害時の排水機運転	災害時に排水機を運転した職員	災害時排水機運転業務	0 千円	500円/日	
屋外の災害応急対策作業	屋外の災害応急対策作業に従事した職員 (災害対策設置後に限る。)	屋外の災害応急対策作業	0 千円	500円/日	
清掃業務	ゴミ処理等の作業に従事する職員 (作業員)	ゴミ処理等業務 (作業員)	699 千円	750円/日	
	ゴミ処理等の作業に従事する職員 (作業員以外)	ゴミ処理等業務 (作業員以外)	242 千円	250円/日	
その他特に困難と認める業務	公共用地の買収に従事した職員	公共用地の買収	45 千円	500円/日	
	犬猫の死骸処理	犬猫等の死骸処理業務	64 千円	500円/日	
	被災地派遣職員	被災地における救助捜索作業	26 千円	500円/日	

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度普通会計決算)	227,397 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度普通会計決算)	505 千円
支給実績 (令和5年度普通会計決算)	230,608 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度普通会計決算)	493 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度 普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度 普通会計決算)
扶養手当	子※1 11,500円 配偶者 3,000円 上記以外の扶養親族※2 6,500円 ※1 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合、1人につき5,000円を加算 ※2 行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が8級であるものにあつては3,500円	同じ	—	60,981 千円	259,494 円
住居手当	借家の家賃に応じて限度額 28,000円	同じ	—	35,375 千円	272,115 円
通勤手当	交通機関利用者の最高支給限度額 150,000円 【交通用具利用者】 自動車等の使用距離に応じて、2,000円から3万1,600円まで	同じ	—	46,072 千円	92,144 円
単身赴任手当	月額 30,000円 ※交通距離に応じて、限度額70,000円を加算	同じ	—	1,058 千円	1,058,000 円
管理職手当	部長相当職 82,200円 次長相当職 66,400円 課長相当職 62,300円 主幹相当職 51,900円	同じ	—	47,312 千円	630,827 円
休日勤務手当	—	同じ	—	46,001 千円	469,398 円
夜間勤務手当	—	同じ	—	9,469 千円	102,924 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額	等
給料	市区町村長	950,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,015,000 円 / 850,000 円
	副市区町村長	780,000 円	805,000 円 / 687,000 円
報酬	議 長	500,000 円	539,000 円 / 475,000 円
	副 議 長	430,000 円	467,000 円 / 425,000 円
	議 員	390,000 円	430,000 円 / 390,000 円
期末手当	市区町村長 副市区町村長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.392	(1期の手当額) 1,788 万円 (支給時期) 任期毎
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.235	880 万円 任期毎
	備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

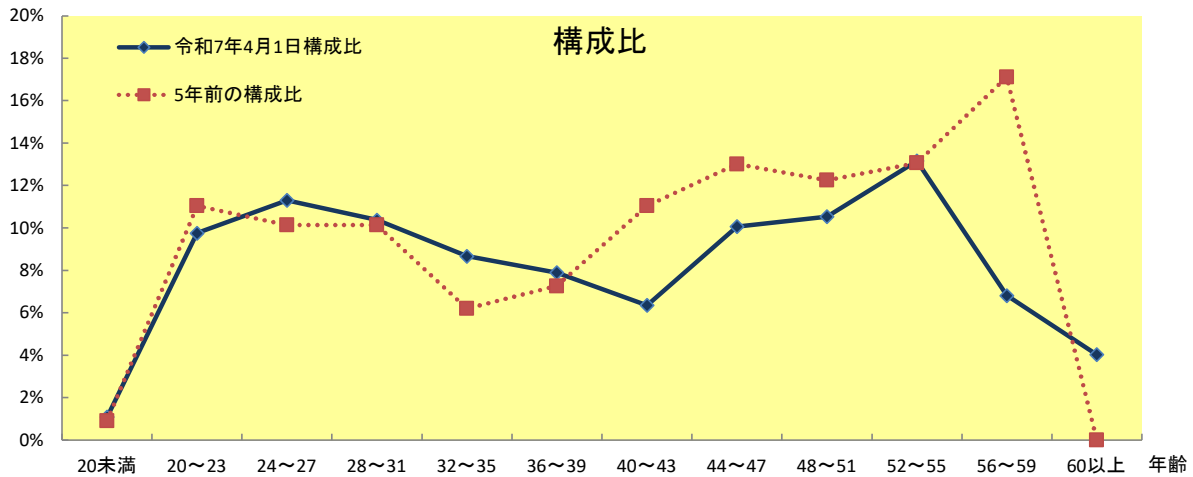
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議 会	6人	6人	0人	
	総務企画	92人	86人	-6人	人員配置等による減
	税 務	29人	30人	1人	短時間からフルタイム勤務への任用変更による増
	民 生	188人	189人	1人	人員配置等による増
	衛 生	44人	44人	0人	
	労 働	0人	0人	0人	
	農林水産	30人	30人	0人	
	商 工	16人	15人	-1人	人員配置等による減
	土 木	49人	48人	-1人	人員配置等による減
	計	454人	448人	-6人	〈参考〉 人口1万当たり職員数 76.9 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 64.7 人)
教育部門	55人	59人	4人	業務体制強化による増	
消防部門	115人	113人	-2人	欠員不補充等による減	
小 計	624人	620人	-4人	〈参考〉 人口1万当たり職員数 106.4 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 87.0 人)	
公営企業部門	水 道	12人	12人	0人	
	下水道	9人	9人	0人	
	その他	5人	5人	0人	
	小 計	26人	26人	0人	
合 計	650人 [725]	646人 [725]	-4人 [0]	〈参考〉 人口1万当たり職員数 110.9 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	7人	63人	73人	67人	56人	51人	41人	65人	68人	85人	44人	26人	646人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区 分 部 門	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	463	460	447	452	454	448	-15 (-3.3%)
教 育	56	53	54	55	55	59	3 (5.5%)
消 防	116	114	116	114	115	113	-3 (-2.6%)
普通会計	635	627	617	621	624	620	-15 (-2.4%)
公営企業等会計	26	24	23	24	26	26	0 (0.0%)
計	661	651	640	645	650	646	-15 (-2.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	1,114,270	127,633	45,195	4.1	3.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費19,320千円を含まない。

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和6年度	12	39,958	13,649	17,040	70,647	5,887	6,316

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 会計年度任用職員は含まない。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まれていない。

イ 特記事項

平成17年10月1日 旧田原市と渥美町が合併

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
田原市	34.7 歳	327,300 円	504,567 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 「基本給」は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

田 原 市	田原市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,534 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,598 千円
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （ 1.400 月分） （ 1.000 月分） （支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由）	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （ 1.400 月分） （ 1.000 月分） （支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % （国を上回る加算措置となっている場合、その理由）	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % （国を上回る加算措置となっている場合、その理由）

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

田 原 市	田原市（一般行政職）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709000 月分 最高限度額 47.7090 月分 47.709000 月分	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709000 月分 最高限度額 47.7090 月分 47.709000 月分
調整率 83.7/100 （国を上回る割合としている場合、その理由）	調整率 83.7/100 （国を上回る割合としている場合、その理由）
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率3～45%） （退職時特別支給を設けている理由）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率3～45%） （退職時特別支給を設けている理由）
自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円	自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 3,003 千円 19,936 千円

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	2,513 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	209 千円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
田原市	7 %	12 人	7 %
愛知県名古屋市	14 %	0 人	14 %
東京都特別区	20 %	0 人	20 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		8 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		2,025 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		33.3 %		
手当の種類（手当数）		1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
徴収事務	収納業務に従事する職員	徴収事務	8 千円	日額 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	7,037 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	541 千円
支給実績（令和5年度決算）	6,369 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	579 千円

（注）1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	子※1 11,500円 配偶者 3,000円 上記以外の扶養親族※2 6,500円 ※1 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合、1人につき5,000円を加算 ※2 行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が8級であるものにあつては3,500円	同じ	—	887 千円	221,750 円
住居手当	借家の家賃に応じて限度額 28,000円	同じ	—	578 千円	289,000 円
通勤手当	交通機関利用者の最高支給限度額 150,000円 【交通用具利用者】 自動車等の使用距離に応じて、2,000円から3万1,600円まで ※ 通勤消費税を除く	同じ	—	659 千円	82,375 円
管理職手当	部長相当職 82,200円 次長相当職 66,400円 課長相当職 62,300円 主幹相当職 51,900円	同じ	—	1,030 千円	515,000 円
休日勤務手当	—	同じ	—	327 千円	54,500 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 2,437,111	千円 107,677	千円 39,512	% 1.6	% 1.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費12,598千円を含まない。

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 10	千円 35,045	千円 7,879	千円 14,338	千円 57,262	千円 5,726	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 会計年度任用職員は含まない。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まれていない。

イ 特記事項

平成17年10月1日 旧田原市と渥美町が合併

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
田原市	44.3 歳	341,822 円	532,528 円
団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 「基本給」は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

田 原 市	田原市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,441 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,598 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40 月分) (1.00 月分) (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40 月分) (1.00 月分) (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和7年4月1日現在)

田 原 市			田原市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)			(国を上回る割合としている場合、その理由)		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率3~45%) (退職時特別支給を設けている理由)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率3~45%) (退職時特別支給を設けている理由)		
自己都合 応募認定・定年			自己都合 応募認定・定年		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	3,003 千円	19,936 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		2,215 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		222 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
田原市	7 %	10 人	7 %
愛知県名古屋市	14 %	0 人	14 %
東京都特別区	20 %	0 人	20 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		12 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		4,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		27.3 %		
手当の種類 (手当数)		1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴収事務	収納業務に従事する職員	徴収事務	12 千円	日額 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	2,061 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	229 千円
支給実績 (令和5年度決算)	2,010 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	223 千円

- (注) 1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	子※1 11,500円 配偶者 3,000円 上記以外の扶養親族※2 6,500円 ※1 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合、1人につき5,000円を加算 ※2 行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が8級であるものにあつては3,500円	同じ	—	837 千円	209,250 円
住居手当	借家の家賃に応じて限度額 28,000円	同じ	—	0 千円	0 円
通勤手当	交通機関利用者の最高支給限度額 150,000円 【交通用具利用者】 自動車等の使用距離に応じて、2,000円から3万1,600円まで ※ 通勤消費税を除く	同じ	—	1,075 千円	119,444 円
管理職手当	部長相当職 82,200円 次長相当職 66,400円 課長相当職 62,300円 主幹相当職 51,900円	同じ	—	1,030 千円	515,000 円
休日勤務手当	—	同じ	—	0 千円	0 円